ＴＰＰを巡る課題に関する要請

日本労働組合総連合会　御中

2015 年3月 17 日
フード連合(日本食品関連産業労働組合総連合会)
国公連合(国公関連労働組合連合会)
全国農団労(全国農林漁業団体職員労働組合連合)

2015 春季生活闘争をはじめとするご奮闘に敬意を表するとともに、私たち構成組織に対するご指導に感謝申し上げます。

さて、ＴＰＰ交渉は最終コーナーを廻ったと報じられており、日米２カ国は物品関税問題であたかも合意に達したかのように発信するメディアもあります。しかしながら「守秘義務」をたてに交渉内容は開示されず、私たち労働者や生活者に大きな影響がある労働分野、食料・農業分野、食の安全、医療分野、さらには守るべき国益として衆参農水委員会で決議された重要５項目について、国会議員ですら全く関与しないまま「合意」が諮られようとしています。このような実態は、連合が求めている「国民への適切な情報開示、国民的合意形成に向けた丁寧な対応」にはほど遠いものだと言わざるを得ません。

現状を俯瞰すれば、連合が第 21 回中央執行委員会(2013 年６月 13 日)で確認された「『政府の経済連携に関する取り組み』に対する連合の当面の対応(その２)」に掲げられている「懸念事項」は全く払拭されていません。また「2016～2017 年度 政策・制度 要求と提言(原案)」にある外国人労働者問題、混合診療問題、食料自給力低下と関連産業に与える影響、食の安全や諸表示義務に関する規制等をないがしろにして、政府がＴＰＰに合意することに強い懸念を抱くものです。

一方で、労働分野や食料生産にかかわる農業分野、医療などＴＰＰ交渉の内容を先取りするかのように、成長戦略の名の下に大幅な規制緩和が法制化されようとしています。つまりＴＰＰ交渉と同時並行で日本国内においては「下方平準化」とも言える規制緩和がすすめられていると言えます。

従って、連合としてＴＰＰ交渉に関する「懸念事項」に関してその解決を政府に求めて行くと共に、情報開示と国民的議論がないまま拙速な交渉妥結を行わないよう強く働きかけること、そして労働・医療・農業分野に対する規制緩和が勤労者の生活を脅かすことのないよう制度政策闘争に取り組まれるよう要請するものです。

ＡＦＬ-ＣＩＯは本年３月２日に主要構成組織と連名で、「安易な貿易促進権限(ＴＰＡ)を大統領に与えることは雇用を奪い、或いは低賃金をもたらすことで中間層の減少を招く」として、ＴＰＡを付与しないよう上下院の議長と議員に要請文を提出しています。連合も環太平洋各国のナショナルセンターとともに署名した「環太平洋経済連携協定の交渉に対する労働組合宣言」にあるとおり、中核的労働基準を守るためにも、今後もＴＰＰ交渉参加国のナショナルセンターと連携をとり、労働組合・市民との対話を求めるキャンペーンを強化すべきだと考えます。

記

１．中核的労働基準の遵守及び人の移動について

① 政府は「雇用に係わる厳しい規制を課せられている国の企業は対等な条件で競争することができなくなってしまう」として、「ＩＬＯの労働基本権を遵守する、貿易・投資促進のために労働基準を緩和しないというルールについて議論を行っている」と交渉経過について述べています。

② しかしながら、先述したように労働者派遣法のルール全面的見直しや、いわゆるホワイトカラーエグゼンプションなど労働基準法の見直しが今通常国会に上程され、また明年の通常国会には解雇の金銭解決制度を導入する法案が提出される情勢となっています。ＴＰＰ交渉参加国の中には日本に較べて労働者の権利擁護が極めて脆弱な国もあるため、日本国内ではＴＰＰに先行した労働者の権利引き下げが企図されている懸念があります。連合としてＴＰＰ交渉の情報開示とともに、今後も労働者保護ルールの引き下げに強く反対していく必要があります。

２．食料・農林水産分野及び食の安全・安心について

① 連合は「食料などの自給率低下、食料・農林水産関連産業の廃業や雇用の喪失、多面的機能の低下などが懸念される」とし、また食の安心・安全に関しても「ＴＰＰ交渉においても、食の安心・安全をつかさどる規制などの緩和を求められる可能性が懸念される」としています。

② しかし、本年２月に開催されたＴＰＰの日米実務協議で、日本政府は牛肉・豚肉・コメの関税に対して大幅な譲歩をしたと報じられています。メディアによると牛肉の関税に関して現行 38.5%を段階的に 10%程度まで引き下げ、コメについては 77 万トンＭＡ米とは別枠で年間５万トン規模の「ＴＰＰ特別枠」を設けるとし、豚肉に関しては最大 482 円／㎏の関税を段階的に引き下げ協定発効後 10 年目以降に 50 円／㎏にするとしています。

③ 食の安全・安心にかかわる課題ではＳＰＳ(衛生と植物防疫)・ＴＢＴ(貿易の技術的障害)の両分野で、食品の安全性や表示問題が議論されています。日本政府は「大枠はＷＴＯ協定の付属書にあるＳＰＳ・ＴＢＴ協定を踏まえた議論が行われている」と発表していますが、残留農薬や収穫後の農薬使用、遺伝子組み換えによる輸入農作物と日本の安全基準・規制との整合性、表示問題に関する交渉内容は開示されておらず、食の安全が脅かされる懸念が高まっています。

④ 以上のことを俯瞰すれば、国内農業に与える影響は極めて深刻で、また農業関連産業・食品産業だけでなく地域経済に与える影響は重大だと言わざるを得ません。さらに、食の安全・安心に関しても現行制度より低い基準が定められる懸念を払しょくすることができません。

地域経済・コミュニティを守り、また食料の自給率・自給力向上と食の安全を守るため、ＴＰＰによる農業・食料・食の安全に関する影響を国民・社会に対して明らかにするとともに、衆参の農水委員会で決議された重要５項目について、国益が損なわれることなく安易な妥協をしないよう政府に求める必要があります。

３．医療(公的医療保険制度)について

① 連合は「保険診療と自由診療の組み合わせ(混合診療)は基本的に認められていない…(中略)…現在の枠組みを変更するよう要請された場合、すべての国民が一定の質の医療を公平に低負担で受けられなくなる恐れがある」とし、更に「株式会社の参入を要請された場合、利益の出ない地域や診療科目等からの撤退、患者の選別などが行われ、国民の医療アクセスが脅かされる恐れがある。また皆保険を前提とした場合、医療費の増加、保険料負担の高騰、ひいては皆保険の崩壊を招きかねない」としています。

② しかし、規制改革委員会は混合診療の全面解禁を打ち出し、昨年 11 月の社会保障制度審議会では「患者申出療養」として混合診療が一部認められました。このことを放置すれば今後混合診療が拡大し、国民皆保険に大きな穴があく懸念があります。また、知的財産権の保護からジェネリック医薬品の製造とアクセスへの懸念が高まっていますが、今まで以上に困難にならないよう、政府に求める必要があります。

４．金融及び投資分野について

① 連合は金融分野に関して、「共済や郵政関係など保険・保障分野について、自由化・規制緩和を求められる可能性がある」、「また、非営利の協同組合等に対する法人税の軽減税率を見直すよう求められることが懸念される」とし、投資分野では「投資家対国家の紛争解決(ＩＳＤ)条項の協定盛り込みを要求されることが懸念される」としています。

② しかし、ＴＰＰ交渉では直接に「共済」に関わる議論はされていないと聞き及ぶものの、ＵＳＴＲは共済制度と民間保険のイコールフッティングを強く求めていることは事実です。今国会に上程させる『農協改革』も協同組合セクターの一画を占める農協に対して、株式会社化を方向付ける一里塚という色彩が強いものとなっています。

③ その他にも生協や労働者の自主福祉運動である労働金庫・全労済をはじめとする共済は、幅広く勤労者に保障を提供しているものです。また、信用金庫・信用組合を含む協同組合の金融事業や労働金庫は、勤労者や地域経済を支える中小事業者が自ら創り上げた金融サービスであり、地域社会の血液として循環しています。労働組合と協同組合は勤労者の生活を守る車の両輪であり、その観点で協同組合・共済・協同組合金融を維持して行く必要があります。従って、金融及び投資分野での交渉内容を国民に開示すると共に国民的議論を行うよう政府に求めることを要請いたします。

５．その他の懸念事項について

アメリカ合衆国を中心としたＴＰＰ交渉を巡る動向で以下の懸念事項が伝えられていることから、政府に真意を質すよう要請します。

(1) ＴＰＰにおける通貨操作(円安誘導)禁止条項について

① アメリカ議会の過半の議員はＴＰＰ協定に通貨操作禁止条項を盛り込むことを求めており、たとえ協定のチャプターとならないまでも何らかの形でペナルティが書き込まれる可能性は決して小さくありません。ペナルティとしては、通貨操作国に対して関税引き下げの特典の凍結、特別懲罰関税付加、さらにはアメリカによる通貨操作認定国に対する逆通貨操作などの対抗手段が主張されていると言われています。

② この通貨操作条項の対象国にはマレーシアやシンガポールも該当しますが、実態としては日

本と円安誘導政策を対象としていることは明らかです。むろん、通貨供給大増量は日本だけでなくアメリカも 2008 年以降ＱＥ１～ＱＥ３で量的緩和策を実施していますが、長期間の貿易黒字や過去の通貨操作の蓄積としての巨額の外貨準備などを通貨操作の認定基準とするとされており、主として日本がターゲットとなることが想定されています。

③ アベノミクス第１の矢は無制限の量的緩和による円安・輸出拡大を明確にしています。日本政府が通貨操作による貿易拡大を公言したことと同義であり、通貨操作禁止条項の対象から逃れる術はないと考えられます。異次元の量的緩和によって「国富喪失」と批判されるほどの円安になったものの、必ずしも輸出が拡大していない中で、さらに日本とその輸出品にペナルティを課せられることが懸念されます。

⑵ アメリカ議会の承認手続き問題について

① アメリカ議会においては、「過去の自由貿易協定で、参加国が必要な市場開放努力を実施しなかったため、アメリカ産業が予定された利益を得ることができなかった」と主張する議員が多く、たとえＴＰＰが大枠合意されても、参加国が完全に義務を履行し、成果が具現化することを確認できるまでは当該国に対する関税撤廃や貿易上の特典を認めるべきでないと主張する議員が多いと伝えられています。

② これまでもアメリカは様々な貿易協定に関して、国内で貿易協定発効までの承認手続きであるサーティフィケーション(Certification)を実行しており、協定文書に書かれていない内容までも相手国に法律や制度の変更を要求してきています。つまりＴＰＰ協定自体が発効したとしても、アメリカ議会で「日本市場でアメリカの製品のマーケットシェアが拡大していない」と指摘された場合、アメリカ製品やサービスの市場参入を阻害しているような仕組み(自動車の安全基準・環境基準・地産地消政策など)の変更を迫るものです。これまでも、ラテンアメリカ諸国に対してアメリカに不利となる国内法や制度の改変を迫ってきたと言われています。

③ ＵＳＴＲは「貿易障壁報告書」等で共済以外にも日本の様々な法制や規制、慣行を「非関税貿易障壁だ」と列挙しています。アメリカは日米構造協議以降、自国の制度を日本に押しつけていますが、ＴＰＰでサーティフィケーションが実施された場合、日本の独立と国家主権が大きく侵害される懸念があります。

⑶ アメリカ市場が「開放」されない懸念について

① ＵＳＴＲはアメリカ議会に対し、「ＴＰＰはアメリカ国内法･制度を拘束するものではない」と説明しています。これまでもアメリカは、各州の自治を根拠に国際協定の効果が全州をカバーすることを拒否してきました。ＴＰＰに関してもオバマ大統領が署名し発効しても、各州はその無効を宣言する可能性があります。

② すでに自治体レベルでは「ＴＰＰ無効地域宣言」が出されていると仄聞しており、さらに、雇用不安から多くの州でバイアメリカン法(重要公共調達はアメリカ製品優先)強化の動きがあると伝えられています。このような事態となればＴＰＰは貿易自由化とは真逆の、片務条約となる懸念があります。

③ さらに、自動車を巡る日米２カ国協議で明らかになっているように、アメリカの狙いは日本からの完成車輸入を縮小・阻止することと同時に、日本国内の部品生産・サプライチェーン

への参入です。アメリカの自動車産業は「ＴＰＰによって、これまで海外での販売活動が出来なかったアメリカ中小企業が、国内と同様に日本でも販売できる」としています。このことが現実化すれば、日本国内の産業を弱体化させるだけでなく、多くの雇用を喪失する懸念が強まります。

（4）日本の未来戦略・地域政策に与える懸念について

① 様々な懸念事項を列挙しましたが、総括すればＴＰＰは互恵的な経済連携協定ではなく、逆に「内外無差別」や「内国民待遇」をタテに日本独自の経済政策や戦略、これまで培ってきた技術やコミュニティが破壊される蓋然性の高い協定となる恐れがあります。

② また、砂糖の自由化は農業・食料問題にとどまらず、沖縄を中心にした島嶼地域の砂糖産業を壊滅させ、無人島化が拡散することによって国防・領土問題にも大きな影響を与えるものであることは論を俟ちません。乳製品の自由化に関しても同様で、北海道をはじめとする地域の産業・人口が流出する懸念を指摘せざるを得ません。

③ このように、わが国の「国の形」にまで著しい影響を与える可能性を有するＴＰＰに関して、拙速な合意を目指すのではなく、交渉内容と共にあらゆる懸念・可能性を国民に開示して、全国民的な議論と合意形成を行うよう再度要請するものです。

以　上